

令和6年10月2日	受領者
午前 1時20分書記官送達	

令和6年10月2日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

国家賠償請求等控訴事件
(原審・山形地方裁判所)

口頭弁論終結日 令和6年7月3日

5

判 決

[Redacted]

控訴人 (1審原告)

[Redacted]

東京都千代田区霞が関1-1-1

被控訴人 (1審被告)

国

10

同代表者法務大臣

牧 原 秀 樹

同指定代理人

豊 岡 慎 也

同

平 泉 強

同

森 直 之

同

渡 部 千 尋

15

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

20

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、 [Redacted] 円を支払え。

第2 事案の概要 (略称等は、原則として、原判決のそれによる。)

25

- 1 本件は、司法修習生であった控訴人が、司法修習生の修習中に行われた即日
起案方式の問題研究 (問研起案) について、答案の作成方法が手書きとパソコン
を用いた方法 (以下、後者を「パソコン起案」ということがある。) のどち
らかを選択できるようにされておらず、手書きを強いられたことが憲法22条

1 項に違反し又は特別の犠牲に当たり、これにより控訴人は [REDACTED] を
発症し又はこれが増悪したとして、選択的に、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損
害賠償請求又は憲法 29 条 3 項に基づく損失補償請求として、治療費及び慰謝
料相当額の合計 [REDACTED] 円の一部である [REDACTED] 円の支払を求め
た事案である。

原審は、司法研修所事務局長が問研起案の答案を手書きで作成するよう指示
したこと（以下「手書き指示」ということがある。）は、国家賠償法 1 条 1 項
の適用上違法ではなく、また、手書き指示によって控訴人に生じた身体の傷害
及び精神的苦痛について、憲法 29 条 3 項を類推適用する余地はないなどとし
て、控訴人の請求を棄却した。

控訴人は、これを全部不服として控訴した。

2 司法修習に関する法令等の定め、前提事実並びに争点及びこれに関する当事
者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第 2 の
2 から 4 までに記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

- (1) 3 頁 8 行目の「[REDACTED]」を「[REDACTED]」に改める。
- (2) 3 頁 13 行目の冒頭から 6 頁 20 行目の末尾までを、次のとおり改める。

「（控訴人の主張）

ア 憲法違反

- (7) 我が国において法曹資格を取得するためには、原則として、司法修習
を経て裁判所法 67 条 1 項の試験に合格する必要があるところ、試験の
合否は、修習成績と考試の結果によって定まる。そして、問研起案は、
二回試験と類似の方法で出題と解答を行うものであり、その成績は、修
習成績の評価に当たっての一資料とされる。そのため、司法研修所事務
局長が指示する問研起案の実施方法が必要かつ合理的なものでない場合
には、修習成績の評価が適切に行われないことになり、司法修習生の法

曹となる職業選択の自由ないし公務就任権を侵害することになる。そして、生命・身体への危険が合理的な範囲を超えて生じた状態でなければ権利が実現できない場合も、当該権利の侵害になる。

5 (イ) 本件問研起案後に控訴人が[]と診断されたことから明らかかなように、手書き指示は、司法修習生の身体の傷害につながるほどの負荷を生じさせる危険がある。

10 (ウ) 他方、司法修習は法曹実務の能力を備えることを主たる目的とするところ、法曹実務においては、判決書、起訴状、主張書面その他の書面は全てパソコンで起案されており、手書きで起案する文書は皆無である。したがって、司法修習中に行われる問研起案についても、法曹実務による書面作成と同様、手書きではなくパソコン起案とする必要性が高い。海外の司法試験や弁護士試験では既にパソコン起案が導入されており、我が国においても令和8年度から司法試験の答案作成方法が手書きからパソコンに変更されることからすると、司法修習中の問研起案についても、パソコン起案を採用するのは容易であり、かつパソコン起案とするのが相当である。

15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100
これに対し、被控訴人は、問研起案における不正防止を最重視するとともに、合理的な費用の範囲内で全国の裁判所において一律に実施することが可能な方法を検討し、答案作成方法を手書きにしたと主張する。しかし、法曹実務の能力の習得という司法修習の主目的よりも、起案における不正防止を優先して、実務では行われていない手書き起案を行わせるのは不自然かつ不合理である。また、費用を抑えつつ不正を防止する方法としては、各司法修習生が持参したパソコンを用い、試験監督が不正な操作をしないよう監視する方法や、実務修習先の裁判所がパソコンを用意するなどの方法もあるから、費用削減の観点から、答案作成方法を手書きに限定する必要はない。

(エ) 上記のとおり、司法研修所事務局長が問研起案の答案作成方法を手書きに限定する必要性はないことに鑑みると、上記のような負荷を生じさせる危険のある方法を採用することは、合理的な範囲を超えているというべきである。したがって、司法研修所事務局長は、司法修習生が、問研起案の作成方法として、手書きとパソコン起案のいずれかを自由に選択できるようにすべきであった。

それにもかかわらず司法研修所事務局長が本件問研起案について手書き指示をしたことは、控訴人の法曹となる職業選択の自由ないし公務就任権を侵害し、憲法22条1項に反する。

イ 国家賠償法1条1項の適用上の違法

前記のとおり、手書き指示は、司法修習生の身体に傷害を生じさせる危険がある。控訴人は、本件問研起案の前に、司法研修所職員に対してパソコン起案の許可について複数の質問をし、もって、健康上の理由によって手書き以外の方法によることを求めて相談等をしていた。したがって、司法研修所事務局長は、控訴人に対する安全配慮義務として、本件問研起案においてパソコン起案を選択できるようにする義務を負っていた。

それにもかかわらず、本件問研起案におけるパソコン使用の許可手続は、
午後5時43分、初めて周知され、
控訴人が司法研修所に架電し、本件問研起案におけるパソコン使用の許可の申請先を尋ねるなど明らかに許可申請の意向を示したのに対し、許可要件の問い合わせの途中で「当日は想定されていないと思う。」と門前払いされ、具体的に健康状態を申告することを許されなかった。

このように、司法研修所事務局長が問研起案の答案を手書きで作成するよう指示し、パソコン起案を選択できるようにしなかったことは、控訴人に対する安全配慮義務に違反し、国家賠償法1条1項の適用上違法である。

(被控訴人の主張)

ア 憲法違反の主張について

問研起案を含めた司法修習の実施方法については、司法修習の実施主体である最高裁判所およびその実施機関である司法研修所に委ねられているから、問研起案の実施方法に関する司法研修所の判断には、広範な裁量が認められる。

司法研修所事務局長は、問研起案が成績評価の対象となることから、確実に不正防止の措置をとることを最重視するとともに、職員の負担や予算の制約を踏まえて、全国の裁判所で一律に問研起案を実施する方法を検討した結果、答案の作成方法を手書きとすることもやむを得ないと判断し、手書き指示をしたものである。控訴人は、手書き起案以外の代替手段として、司法修習生がパソコンを持参する方法や、配属庁がパソコンを用意する方法等を挙げるが、これらはいずれも実効的に不正防止を図ることができない方法であるか、不正防止を図ることができるとしても相応の費用を要するものであるから、これらの方法を採用しなかったことが不合理とはいえない。

また、司法研修所は、問研起案の答案作成方法を原則として手書きとしつつ、司法修習生が健康上の理由により特別の配慮を要する場合には、個別の対応としてパソコン起案を認めているほか、司法修習生が心身の健康の問題を相談することができる態勢を整えており、手書きでの起案に対応できない者を含めた全ての司法修習生が問研起案で答案を作成、提出できるようにしている。したがって、司法研修所事務局長による手書き指示は、職業選択の自由や公務就任権を制約するものではない。

イ 国家賠償法1条1項の適用上の違法について

控訴人は、手書き起案が身体や健康を害する危険を有するものであることや、控訴人が本件問研起案の前にパソコン起案を求めて相談等をしたことから、司法研修所事務局長は、控訴人に対する安全配慮義務として、本

件問研起案の際にパソコン起案を選択できるようにすべき義務を負っていたと主張する。

しかし、手書きによる問研起案の作成は、司法修習生の身体の傷害につながるほどの負担を生じさせるものではないし、本件問研起案の前に、控訴人から、健康上の理由でパソコン起案とする必要があるなどの個別の配慮を要する旨の申出はなかったから、司法研修所事務局長が、控訴人に対する安全配慮義務として、本件問研起案の際にパソコン起案を選択できるようにする義務を負っていたとはいえない。したがって、司法研修所事務局長による手書き指示は適法である。」

10. 第3 当裁判所の判断

1. 当裁判所も、①司法研修所事務局長が本件問研起案の答案を手書きで作成するよう指示しパソコン起案を選択できるようにしなかったことは、控訴人の職業選択の自由ないし公務就任権を侵害するものではなく、②このことについて、司法研修所事務局長に、控訴人に対する安全配慮義務違反があったということではできず、③手書き指示によって控訴人に生じた身体の傷害及び精神的苦痛について損失補償を求める控訴人の請求も理由がないと判断する。その理由は、下記2のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の1から3までに記載のとおりであるから、これを引用する。

2. 原判決の補正

- (1) 10頁18行目の「記載され」を「記載されて」に改める。
- (2) 11頁12行目の末尾に改行して、次のとおり加える。

「同様に、司法研修所の刑事裁判教官室は、 午後5時43分、控訴人を含む第3クールの第 期司法修習生全体に対し、問研起案の答案の作成方法について、必要があつてパソコンによることの許可を得た者以外は、手書きによって作成するよう周知した。

上記各周知は、チームズのポータルサイトの事務局からのお知らせに掲

載されていた。そこには、過去のお知らせも含めて一覧表示されており、検索やフィルター表示も可能であった。(甲80)

イ 控訴人は、XXXXXXXXXXの午前8時35分、司法研修所に電話をし、本件問研起案について、パソコンによることの許可の申請先を質問した。司法研修所の職員は、控訴人に対し、病気の有無を確認した上、配属庁の所長が許可の権限を有するが、当日の申請は想定されていない旨回答した。控訴人は、同職員に対し、控訴人の氏名や配属庁を伝えないまま、電話を切った。(甲81)」

(3) 11頁13行目の冒頭の項番号「イ」を「ウ」に改める。

(4) 11頁19行目の冒頭から15頁9行目の末尾までを次のとおり改める。

「(1)ア 控訴人は、司法研修所事務局長が本件問研起案の答案を手書きで作成するよう指示し、司法修習生が、問研起案の作成方法として、手書きとパソコン起案のいずれかを自由に選択できるようにしなかったことは、法曹となる職業選択の自由ないし公務就任権を侵害するものであり、憲法22条1項に反して違憲であると主張する。

イ 司法修習生の修習を終えた者は弁護士となる資格を有し(弁護士法4条)、判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命するものとされ(裁判所法43条)、二級の検察官の任命及び叙級は、司法修習生の修習を終えた者等の資格を有する者に就いてこれを行うものとされており(検察庁法18条1項1号)、司法修習生の修習を終えたことは、これらの資格とされている。司法修習生は、少なくとも1年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終えることになる(裁判所法67条1項)ところ、試験の合格、不合格は、司法修習生考試委員会が、司法研修所長が報告した修習の成績と考試の結果によって定める(司法修習生に関する規則16条参照)。そして、上記修習の成績を決めるに当たっては、問研起案の結果も考慮されるものと考えら

れることに鑑みると、控訴人が、手書き指示によって侵害されると主張する職業選択の自由ないし公務就任権とは、司法修習を終え、弁護士となり又は裁判官若しくは検察官に任命される権利ないし資格をいうものと解される。これらの権利ないし資格は、議論もあるが、憲法22条1項によって保障されると考えられなくはない。

もつとも、問研起案の結果は、上記修習の成績を決めるに当たって考慮されるものの、それによって直ちに司法修習生の修習を終えたものとされるかどうかが決まるわけではないから、問研起案の方法の在り方が、直ちに控訴人の主張する職業選択の自由ないし公務就任権を侵害する性質のものであるということとはできない。

他方、問研起案が適切な方法で行われず、その結果司法修習生が問研起案の答案を作成することが困難になり又はこれができなくなるような場合には、司法修習生考試委員会において、司法修習生の自学自修等の成果が正しく評価されず、ひいては、修習の成績において考慮されるその他の要素や考試の結果を踏まえても、当該司法修習生の合格、不合格が適切に判断されず、本来、修習を終えたと定められるべき者がそのように定められず、当該司法修習生の職業選択の自由ないし公務就任権を不当に制約することになるおそれがないとはいえない。そこで、この点について検討する。

ウ 裁判所法は、法曹養成制度である司法修習の実施主体を最高裁判所とし、その実施機関として最高裁判所に司法研修所を設置するとともに、司法修習に関する事項を最高裁判所の決定に一任している(同法14条、67条3項)。また、最高裁判所は、司法修習生に関する規則において、司法修習の期間や試験の合否の決定方法等を定めるとともに、司法修習の成績評価を含めた具体的な司法修習の実施方法については、司法研修所がこれを定めることができるとしている(同規則11条1項)。そし

て、原判決第3の1(3)アのとおり、問研起案については、司法研修所において起案要領を定め、司法研修所事務局長は、各地方裁判所事務局長に対し、問研起案における起案の作成は手書きによるものとし、パソコン等の使用は不可とすること、手書きによることができない司法修習生については、修習指導官が司法研修所教官と別途その取扱いについて協議する旨を通知し、司法修習生に対し、必要があってパソコンによることの許可を得た者以外は、手書きによって問研起案の答案を作成するよう周知した。

エ ここで周知された手書きという文書作成方法は、一般に、健康上の理由その他特段の事情がない限り、国民はこれに通じており、その方法自体も、特段の場所的・時間的事情がない限り、身体に大きな負担を課すものではないと考えられる。他方、パソコン起案の場合には、パソコン内にデータを保存し、これを参照したり、外部と通信したりする方法で不正が行われるおそれがあり、確実な不正防止対策やそのための職員の負担、予算の制約といった種々の検討を要するところ、控訴人が問研起案の答案を作成した[]の時点において、これらの検討課題が解消していたことを示す証拠はない。これらの事情からすると、問研起案の答案作成を原則として手書きで行うものとするのが適切な方法でないということとはできない。

これに対し、控訴人は、法曹実務では、手書きにより書面を起案することが行われていない旨主張する。しかし、問研起案は、司法修習生としての自学自修等の成果を確認するものであり、法律実務家として文章を作成するものではなく、法曹実務における書面の起案と目的が異なる上、法曹実務における文章作成においては、上記不正防止対策等を検討する必要もないから、両者を同列に扱うべき理由はない。したがって、控訴人が主張する事情は、上記説示を左右するものではない。

オ また、司法研修所長は、司法修習生採用選考申込者に対し、身上報告書を提出するように求め、同報告書には、現在の健康状態等や健康上の配慮等の要否を記載することができ（原判決第3の1(2)ア）、健康上の理由により継続的にパソコン起案をする必要がある者は、これによって、パソコン起案の許可を得ることができると考えられる。さらに、司法修習ハンドブックにおいて、心身の健康の問題を含めて悩みがある場合には、司法研修所事務局に設けられた司法修習生相談窓口のほか、司法研修所の教官や配属庁会の指導担当者に相談するよう周知しており、問研起案の実施要領においても、手書きによることができない司法修習生については、修習指導官が司法研修所の教官と別途その取扱いについて協議することとされていたのであるから、必要があつてパソコン答案をするためにはその許可を得なければならないことを知った司法修習生は、司法研修所の教官等に相談することによって、パソコン起案の許可を得ることができた。したがって、健康上の理由等によって手書きで答案を作成することが困難な司法修習生については、手書き以外の方法によって問研起案の答案を作成する機会が確保されているといえる。

これに対し、控訴人は、パソコン起案が認められる要件は曖昧であるし、司法修習生がパソコン起案を申請しても、司法研修所がこれに応じる義務はなく、申請を黙殺する可能性もあるから、パソコン起案の許可の手續は形骸化していると主張する。しかし、手書き答案の作成を困難とする健康上の理由やこれに対する対応は様々であるから、司法研修所が、事前の申請の要件として、「健康上の理由によって手書き起案が困難な者」としていることは、健康上の理由に広く配慮するための措置として合理的なものといえる。控訴人は、申請が黙殺される可能性もあると主張するが、このような可能性が具体的に存在することを示す事情はうかがわれず、これがパソコン起案の許可の手續の形骸化を示す事情で

あるともいえない。したがって、この点に関する控訴人の主張は採用できない。

5 カ 以上によれば、パソコン起案を健康上の理由等合理的な必要性のある場合に限り認めることとし、司法修習生が問研起案の答案作成方法として、手書きとパソコン起案を自由に選択できるようにしなかったとしても、それが適切な方法でないということとはできない。

10 キ 本件問研起案について見ても、控訴人が本件問研起案を受験し、その後、司法修習を終了し（弁論の全趣旨）、現在弁護士として活動していること（前記前提事実）に照らすと、本件問研起案で手書き指示がされたことによって、控訴人の自学自修等の成果が正しく評価されず、ひいては、試験の合格、不合格が正しく判断されなかったと考えるべき事情があるということとはできない。そうすると、本件問研起案について手書き指示がされたことが、控訴人の問研起案の受験や試験の合格を妨げ、法曹となる職業選択の自由を不当に制約したということとはできない。

15 これに対して、控訴人は、生命・身体への危険が合理的な範囲を超えて生じた状態でなければ権利が実現できない場合も当該権利の侵害になる旨主張し、前記前提事実のとおり、控訴人は、本件問研起案後、
 と診断されたことが認められる。しかしながら、弁護士等について資格制を採るのは、職業選択の自由に対する合理的な制約と解される
20 るところ、このような資格の取得が一定の負担を伴うものであったとしても、当該負担に合理性がなく、当該職業選択の自由を実質的に奪うようなものでない限り、当該負担を伴うことが職業選択の自由に対する不当な制約に当たるということはできない。そして、前記エ、オで検討したところに照らすと、手書き指示に合理性がないということとはできない。
25 い。また、上記のとおり、控訴人が本件問研起案を受験し、その後、司法修習を終了し、現在弁護士として活動していることからすると、手書

6 き指示によって実質的に控訴人の職業選択の自由を奪うような負担があったということもできない。したがって、控訴人の上記主張を踏まえても、本件問研起案について手書き指示がされたことによって、控訴人の職業選択の自由が不当に制約されたということとはできず、上記検討結果は左右されない。

そして、ほかに上記検討結果を左右し得る事情は見当たらないから、本件問研起案について手書き指示がされたことが憲法違反であるという控訴人の主張は採用できない。

(2)ア 手書き指示が国家賠償法1条1項の適用上違法かどうかを検討する。

10 控訴人は、手書き指示が司法修習生の身体に傷害を生じさせる危険を有することや、控訴人が本件問研起案の前にパソコン起案について複数の質問をしたことから、司法研修所事務局長は、控訴人に対する安全配慮義務として、本件問研起案の答案作成方法を手書きとパソコン起案を選択できるようにすべき義務を負っていたと主張する。

15 イ しかし、手書き起案が一般に、司法修習生の身体に傷害を生じさせる危険があるといえないことは、上記(1)エのとおりである。現に、問研起案は、別紙2のとおり、1頁26行(ただし1行おき)の答案用紙に、10～20枚程度の起案を作成するというものであり(本件では5時間の時間制限があった)、司法修習生の身体に過度の負担を課すものとははいえない。

20 ウ 本件問研起案について見ても、控訴人は、司法修習生の採用の申込みの時点で、健康上の理由により個別の配慮を要する旨の申出をしなかった(補正の上引用する原判決第3の1(2)イ)。また、補正の上引用する原判決第3の1(3)アのとおり、XXXXXXXXXX午後5時43分に、司法研修所の刑事裁判教官室から必要があってパソコンによることの許可を得た者以外は、手書きで答案を作成するよう周知され、同様の内容を

記載した過去の投稿についても、ポータルサイトの事務局からのお知らせに一覧表示されていたから、控訴人は、パソコンによることが許可される場合があることを知り、その手続を照会し申請することができたと考えられる。それにもかかわらず、控訴人は、パソコン使用の許可を申請しなかった。このことからすると、司法研修所事務局長において、控訴人が、本件問研起案の答案を手書きでなく、パソコン起案による必要があったことを認識することができたということとはできないから、司法研修所事務局長が、控訴人に対し、本件問研起案の答案をパソコンで作成することを許可すべき安全配慮義務を負っていたということとはできない。

さらに、補正の上引用する原判決第3の1(3)イのとおり、控訴人は、 に司法研修所に電話をし、本件問研起案について、パソコンによることの許可の申請先を質問したが、控訴人はその際、職員に対し、控訴人の氏名や配属庁を伝えないまま電話を切ったのであり、具体的にパソコン起案の許可を求めたものではないし、この電話により、司法研修所事務局長が全国の司法修習生の中から控訴人を特定して本件問研起案をパソコン起案する必要性があることを認識することは困難であったと考えられるから、この点から、司法研修所事務局長が、控訴人に対し、本件問研起案の答案をパソコンで作成することを許可すべき安全配慮義務を負っていたということもできない。

以上によれば、司法研修所事務局長は、本件問研起案に先立ち、控訴人がパソコンにより起案を行う必要があることを認識できたということとはできないから、控訴人に対し、本件問研起案においてパソコン起案を選択できるようにすべき安全配慮義務を負っていたということとはできない。

エ...したがって、司法研修所事務局長が問研起案の答案を手書きで作成す

るよう指示したことは、国家賠償法1条1項の適用上違法なものではない。」

(5) その他、控訴人は種々主張するが、前記補正の上引用した原判決の認定、判断を左右するものはない。

5 第4 結論

よって、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第3民事部

10

裁判長裁判官 倉 澤 守 春

裁判官 櫛 橋 直 幸

16

裁判官 栗 原 志 保

これは正本である。

令和6年10月2日

仙台高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 関 奈 子

